

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第三部 労働政策

第二編 政府の労働政策

第六章 労働基準法の施行状況

第三節 適用事業場および監督状況

適用事業場および労働者数 労働基準法の適用をうける事業場数と労働者数については、四八年八月三十一日、同年一二月三十一日、四九年九月三〇日の三回にわたって調査が行われているが、その概略は次の通りである。

まず、第212表は適用事業報告提出事業場数と推定適用事業場を示す。第二回の調査は、国家公務員の改正により一般職に属する国家公務員が労働基準法の適用を除外された直後であり、第三回の調査は、公共企業体労働関係法の公布施行により国有鉄道公社の職員が公共企業体職員として国家公務員法の適用外におかれ、従って再び労働基準法の適用をうけるに至って後の調査である。四八年一二月末日において国家公務員法の適用をうける職員を使用する官署の推定数は三八、五九六であるから、第一回から第二回までに実質的には三万以上の推定適用事業場の増加があるわけであるが、実際に適用事業場の増加があったというよりは推定方法の相違に基くと見るべきであろう。第三回調査における推定事業場の増加の意味についても、公共企業体職員を使用する事業場の再度の適用を別とすればやはり同様のことがいえる。従って適用事業場数の正確な推定はむしろ今後の問題であるが、報告提出率を見ると一定の傾向が見られる。まず、第一回労働基準監督年報は、報告提出の状況について次のようにいっている。

「労働基準法施行満一年の昭和二三年八月末現在…全国の適用事業場の推定数は七三八、六三一で、その中同日までに適用事業報告を提出した事業場数は六一・一パーセントの四五一、九九九である。報告提出事業場を規模別に見ると、労働者一〇〇人以上の大規模事業場一四、一一二(三・一、パーセント)、労働者一〇人以上一〇〇人未満の中規模事業場一六一、五八七(三五・八パーセント)、労働者一〇人未満の小規模事業場二七六、三〇〇(六一・一パーセント)で一〇〇人未満の中小企業は総数の九七パーセントに及ぶ。昭和二二年一〇月一日現在の総理府統計統計局調査による全国事業所統計…によると従業者一〇〇人以上の事業所数は一三、九六六であるから、一〇〇人以上の労働者を使用する大企業は殆ど一〇〇パーセントこの報告を提出していることがわかる。これに対し、従業者一〇人以上一〇〇人未満のもの二一九、一四九、一〇人未満のもの三、〇四四、〇〇九で相当の差があり、特に小企業において昭和二三年八月末における労働基準法適用事業報告提出事業場数の一〇倍以上である」これは総理府統計における「事業所」の定義が労働基準法におけるそれよりもはるかに幅の広いものであることにもよるが、「何れにしても労働者が数人以下の小企業乃至零細企業の把握が最も困難であった」(「年報」四三一四七ページ)。

さらに第三回の調査は規模別適用事業場数をかかげている(第213表)。

以上により、報告提出数が次第に増加していること、および大規模事業場の報告提出状況は良好であるが、小規模事業場には報告未提出のものがかなりあることは明かであろう。

次に、報告提出事業場における労働者数は第214表の如くであって、労働力人口約一〇、〇〇〇、〇〇〇乃至一二、〇〇〇、〇〇〇とすれば労働基準法の適用状況はかなり良好であるといえようが、残された零細企業の労働者こそ特に保護を要する点を考えるならば、なお問題はあつたわけである。

次に最低年齢以下の労働者数はどの位いるであろうか。労働基準法は一五才未満の労働者について一九五〇年四月以降、工業、鉱業、土建、交通および貨物取扱いの事業における使用を禁止し、その他の事業においても労働基準監督署の使用許可を要することとしているが、その数は第215表の如くである。

労働省労働基準局の発表によれば、工業においては第二回調査三六、〇〇〇余名から第三回調査八、七〇〇余名と著しく減少しており、商業においては第二回調査九、〇八六名から第三回調査八、〇三八名と殆ど減少していないが、商業においては許可をうけて使用していると考えられる。

監督状況 労働基準法はその適用事業場が単に報告を提出したというだけでは、実際上の効果を期待し難い。どうしても適切な監督が必要である。いま、一九四八年、一九四九年の監督実施事業場数および労働者数を調べると、第216表、第217表、第218表の如くである。

第216表、第217表、第218表における監督実施事業場数は再監督を含む延監督実施数であり、しかも部分的な監督をも含んでいるから、右の監督がどの程度全面的かつ有効に行われているかについては結論を下すことができないが、第一に注意すべき点は、報告提出数と比較すると大体において小規模の事業場が後に廻される傾向があることである。

第二点は、労働者の申告に基く監督が次第に増加していることである。これは労働条件に対する労働者の不満と基準法に対する関心の増大によるものと考えられる。

次に、実際の監督にあたる労働基準監督官の現員数とその活動状況を見ると、この面からも監督の進捗はうかがわれるが、監督官の現員数からすれば、その大巾の増員がなければ監督の一層の充実は期し難いと思われる。この点は、一九四九年の行政整理による監督官の定員一割八分、その他職員の定員三割の削減が同年五月以降九月までの監督実施事業場数の減少を招いていることから明かであろう(監督官定員の充足率は一九四八年九月一日七五%、一二月末七七%、一九四九年春には約九〇%といわれている)。

違反事件の状況 労働基準法に違反した事業場数および違反件数は第217表、第218表の如くである。

第一に注意すべき点は、監督実施事業場数の四八年においては八一%、四九年においては八八%が違反しており、一違反事業場当たり平均違反件数は四八年において三・三件、四九年において三・五件に及んでいることである(第218表参照)。

その違反事件の過半数は、帳簿書類の備付、保存、作成、提出義務についての違反であり、いわば形式的なものであるが、第一回年報にいうように、「実質的違反、たとえば賃金、年齢、労働時間などの違反を隠蔽するために形式的違反が行われている場合もあり、又形式的違反は往々にして実質的違反の温床となることもある」(七二ページ)のであるから、必ずしも軽視はできないであろう。

次に違反事件を内容別に見ると、四八年において多いのは下の如くである(二月一—二月合計)。これによってみると、第一は、先にもふれた如くいわゆる形式的違反(主として右の雑則関係)が極

めて多いこと、第二は、実質的違反のうち安全衛生関係が圧倒的に多いこと、それに次いで労働時間、賃金等基本的な労働条件に関係する違反が多いことがわかる。低賃金、長時間労働、安全衛生設備の欠除は、明治以来日本における労働条件の特徴であったが、労働基準法は依然としてこのような労働条件の抵抗にぶちあたっているというべきであろう。

右の違反とならんで、左の如く、いわゆる「封建的」労働関係の遺制ともいうべき違反があることは注目される(四八年二月―二月合計)。

強制労働の禁止(第五條)	四六
中間搾取の排除(第六條)	三六二
契約期間(第一四條)	四九五
賠償予定の禁止(第一六條)	九六
前借金の相殺禁止(第一七條)	八三三
強制貯金(第一八條)	九〇八
未成年者の労働契約(第五八條)	五一〇
最低年齢(第五六條)	二、三七六
計	五、六二六

四九年においても大体右の傾向と同じであるが、一つだけ注意すべき点は、賃金支払および解雇予告手当に関する違反の著しい増加である。(賃金不払いの実情については第一部参照)。一九四八年中における「賃金の支払」(第二四條)違反件数は第219表の如くであるが、四九年になると第220表にみる如く「賃金の支払」に関する違反事件のうち賃金の支払をなさしめた件数だけでも著しい増加の傾向にある。

賃金不払が次第に増加しはじめた一九四九年春、労働省は次の如き通牒を発しているが、賃金の回復は充分には行われていないといえる(一九四八年については第219表を参照。四九年については第219表「賃金」の項の違反件数と第220表「賃金の支払」の項の回復件数とを比較対照)。この点につき、労働省労働基準局が「これは、右のような使用者の債務不履行に対する強制執行権が労働基準監督機関にはないこと、民法、訴訟法等において取引安全の思想が優位を占めていることから賃金等の保護が充分行われ難いこと、更に現下の経済事情から支払能力のない使用者が多くなってきていることなどがその主な原因であると考えられる。」(「第一回労働基準監督年報」九三ページ)といっているのは正しいであろう。

賃金不払又は支払遅延事件の処理について

(昭和二四年三月一日基発二九〇号)

労働省労働基準局長

都道府県労働基準局長宛

最近各地に賃金の不払又は支払遅延の事件が頻発する傾向があるが、これが労働基準法第二四條違反の罪を構成するか否かは既に数次の通牒で明かにした通り使用者が社会通念上通常の経営者としてなすべき最善の努力をなしたにもかかわらず、眞に支払不能であるか否かにつき、経営の実情を調査して決定すべきものである。しかしながら従来の実例に徴すると、使用者が眞に支払不能の実情にあるか否かを認定することは實際上極めて困難であり、又その認定のためには相当長期の調査期間を要するので、使用者は支払不能に籍口して支払を遅延することが多く、ために労働者の最低生活維持が不可能となる実情にある。よって今後は次の方針によって措置に遺憾なきを期されたい。

記

一、次の場合には一応労働基準法第二四條違反の罪の疑が濃いものとして事件を取扱うこと。

(イ) 刑罰をもって支払を強制されない他の債務を弁済し又は弁済しようとしたために賃

金の一定期日払が不可能になったとき。

(ロ)使用者が賃金の借入れについて努力しないために賃金の一定期払が不可能になったとき。

(ハ)使用者が故意に逃避して基準局又は監督署の呼び出し又は報告に応じないとき。

(ニ)その他使用者が社会通念上なすべき最善の努力をなさなかったとき。

二、前号の場合においては、使用者に対し改めてなるべく速やかな期日を指定してそれ迄に賃金を支払う旨を厳重に確約させ、確約に応じないとき又は確約した場合において、その後重大な事情の変更がないにもかかわらずその期日に至ってもなお使用者が賃金を支払わないときは、事件を地方検察庁に送致すべきこと。

司法処分の状況

違反事件のうち司法処分になったものの件数は第220表の如くである。一九四九年になって司法処分をうけたものが著しく増加していることが明かである。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
